

## 山口県環境政策推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 「山口県環境基本計画」の基本目標である「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」の実現をめざし、環境に関連する各種計画との連携、施策の総合調整や進行管理等を適切に行うため、山口県環境政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境の保全と創造に係る施策の総合的推進及び調整に関すること
- (2) 環境の保全と創造に係る施策の進行管理に関すること
- (3) 山口県庁エコ・オフィス実践プランの進行管理に関すること
- (4) その他環境の保全と創造について必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長)

第4条 会長は、推進会議を総括する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、会長をもって充てる。

### (幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、環境生活部に属する技術職員の長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 第2項の規定にかかわらず幹事会には、必要に応じて別に会長が指名する者を加えることができる。
- 6 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代理する。
- 7 幹事会は、会長の命を受けて推進会議の事務を処理する。
- 8 前条の規定は、幹事会の会議に準用する。

### (部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会員は、幹事長が指名する。
- 4 第5条の規定は、部会の会議に準用する。

### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月6日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別表第1

総務部長	総合企画部長	産業戦略部長	環境生活部長	健康福祉部長
商工労働部長	観光スポーツ文化部長	農林水産部長	土木建築部長	
会計管理局長	企業局長	副教育長	警務部長	
環境生活部に属する技術職員の長				

#### 別表第2

人事課長	政策企画課長	産業戦略部総務調整班長	県民生活課長	
環境政策課長	廃棄物・リサイクル対策課長	自然保護課長	厚政課長	
商政課長	観光政策課長	農林水産政策課長	監理課長	会計課長
企業局総務課長	教育庁教育政策課長	警察本部警務課長		